

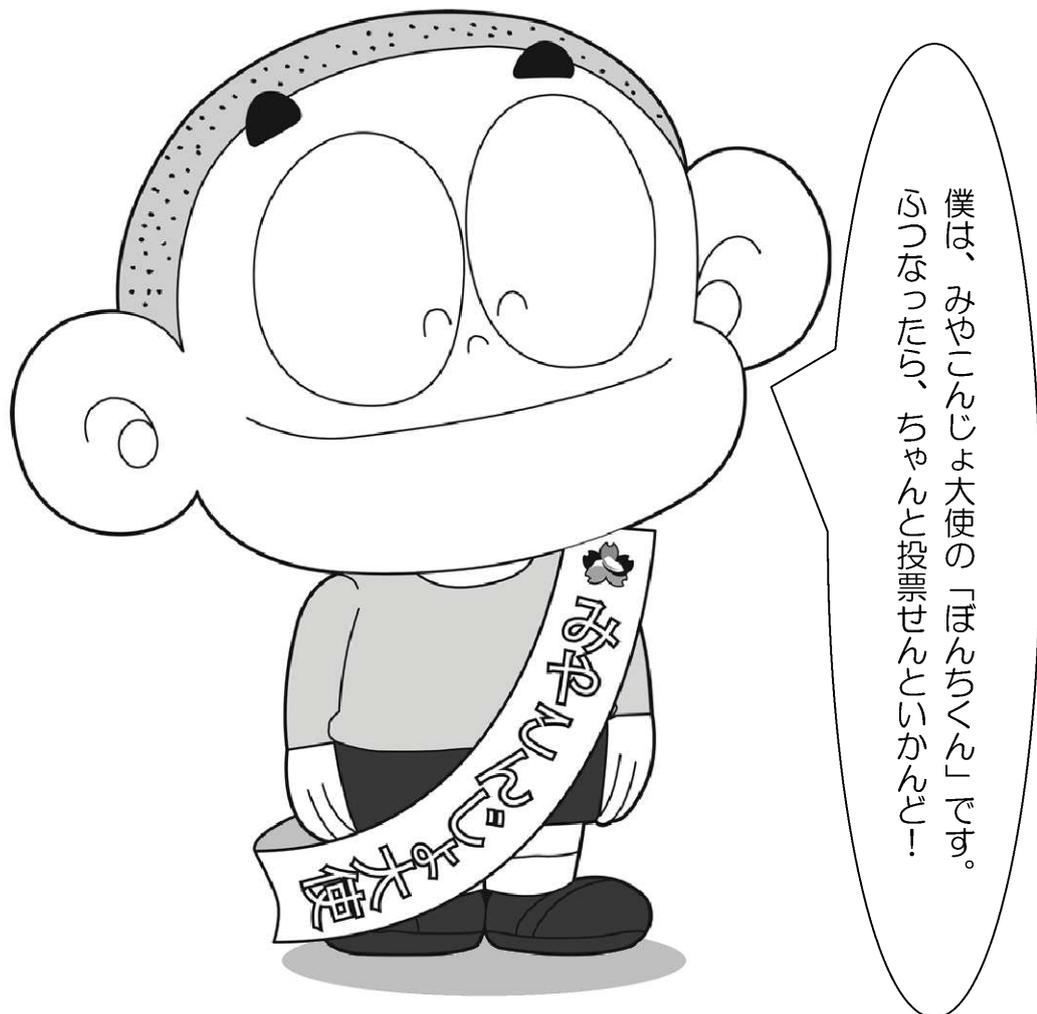
選挙 Elections! Finding Your Voice

選挙って何？

投票はどうやるの？

こうした疑問や選挙の大切さを、
みやこんじょ大使の「ぼんちくん」と
一緒に学んでみましょう！

※諸県弁（方言）も楽しんでみてください





なんごち選挙があつと？

遠足のレクリエーションで何をやりたいか、クラスのみんなで話し合いました。

クラスの意見は、うまくまとまったのでしょうか？



多数決で意思を決定。みんなの代表を選びます。

私たちの暮らしの中で意見が分かれたとき、「多数決」で決めることがよくありますよね。それは、「多数決の原理」が民主主義の基本だからですが、1つ1つの問題すべてを全員の多数決で決めていくのは大変です。ですから私たちの社会は、信頼できるリーダーを選んで、その人に判断を委ねる仕組みをつくりました。

また、リーダーを選んだからといって全てを任せるわけではなく、間違ったことをしそうなになったら、止めなければなりません。生徒会の活動の中でも経験することがあると思いますが、そのような時は全員で話し合い、解決していると思います。

しかし、現実の社会では、全員で話し合うのは非常に困難で、問題も複雑でさまざまです。ですから私たちの生活を委ねる人たちは、より慎重に、真剣に選ばれる必要があります。

そこで、選挙という制度がつけられました。皆さんはまだ持っていませんが、数年後に必ず手に入る大事な権利、それが「選挙権」です。



選挙の基本原則はなんじゃろ？

選挙は、「私たちの意思を政治に反映させるための大切な制度」です。私たちに代わって政治を行う代表を選ぶための選挙には、どのような原則があるのでしょうか？

日本の選挙4原則

- 1 普通選挙 ●—— 20歳の誕生日を迎えると、全ての国民に選挙権が与えられること
- 2 平等選挙 ●—— 性別や社会的身分などで差別されることなく、平等に1人1票の選挙権があること
- 3 秘密選挙 ●—— 誰がどの候補者や政党に投票したか分からないように、投票の秘密が守られること
- 4 直接選挙 ●—— 有権者が代表者を直接選ぶこと



昔は、20歳でも投票でけんがったち、まこっね？

20歳になったら投票できるのは当たり前と思っている人も多いのではないのでしょうか？ 長い日本の歴史のなかで、納税の有無や男女の違いで選挙権が与えられていなかった時代もありました。

●明治時代（1890年～ 制限選挙の時代）

一定額以上の国税を納めている満25歳以上の男性のみ

※女性には選挙権は与えられませんでした。また、公開制の投票のため、誰がどの候補者に投票したかという秘密も守られていませんでした

●大正時代（1925年～ 男子普通選挙の時代）

満25歳以上の男性

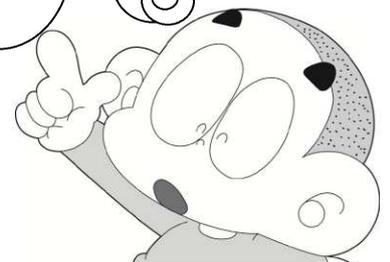
※納税額の制限はなくなり男子の普通選挙制が実現、しかし女性にはありませんでした

●昭和時代（1945年～ 男女平等の普通選挙）

満20歳以上の全ての男女

このように、1人1人の1票は最初から当然にあったものではなく、大変貴重なものなのです。選挙には長い歴史と民主主義を求める多くの人々の夢や希望が託されてきたのです。

世界の選挙権年齢は18歳が標準。日本の国会でも、選挙権年齢の見直しが議論されちよいよ。18歳に引き下げられると、3年～6年後は有権者じゃいかもね！





選挙には、どげな種類があつとね？

国会議員を選ぶ国政選挙と、都道府県や市町村の首長、議会の議員を選ぶ地方選挙に大きく分かります。それぞれの選挙制度や投票の種類、当選人の決定方法などをしっかりと学びましょう。

日本のことを話し合う代表者を選ぶ選挙

国政選挙

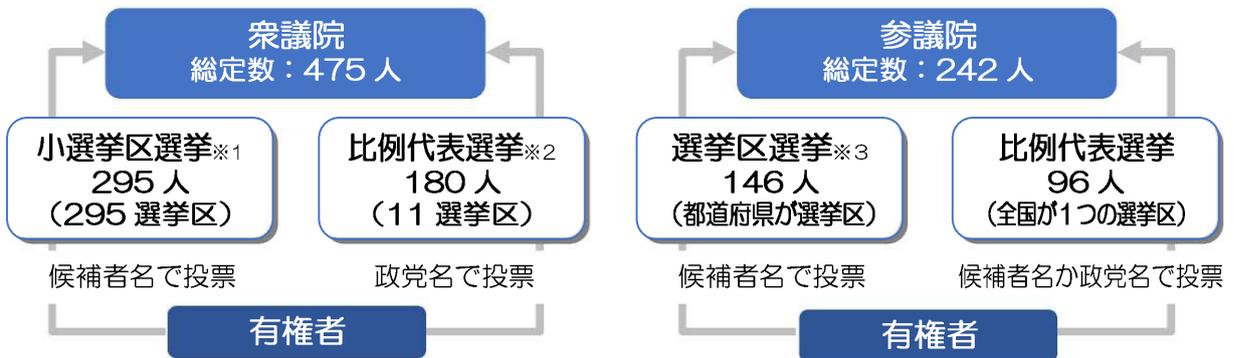
国政選挙には、「衆議院議員総選挙」と「参議院議員通常選挙」があります。全国の国民の声を平等に聞くため、選任の方法や定数のほか、全国を細かく分けた選挙区が決められています。

●衆議院議員総選挙

衆議院議員を一斉に改選する選挙（総選挙）。任期は4年。途中解散による選挙もあります。投票は小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの投票用紙に候補者名・政党名を書き、投票します。

●参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を、3年ごとに改選する選挙（通常選挙）。任期は6年と長く、解散もないため、長期的視野から審議する大事な役目を任せる人たちです。投票の仕方は衆議院と同じです。



※1 1選挙区から1人の議員を選出。宮崎県は3つの選挙区に分かれ、そのうち、都城市は第3選挙区の一部になります

※2 宮崎県は九州ブロックに属していて、21人を選出

※3 1つの選挙区から複数の議員を選出。各都道府県、47選挙区に分けて行います。各都道府県により定数は異なります。宮崎県は定数2人ですが、議員の半数を3年ごとに改選するため、1回の選挙の当選人は1人となります

比例代表選挙の当選人決定の方式の違い

比例代表選挙は、各政党の得票数に比例させて議席配分しますが、衆議院と参議院ではその方式が異なります。例えば、議席数が2の場合の当選人は、このようになります。

	候補者名簿は…	投票する時は…	議席の配分は…	党の議席が2なら…
衆議院 (拘束式)	○○党 1位 Aさん 2位 Bさん 3位 Cさん 順位付けあり	○○党 政党名を記入	○○党 政党の得票数に 応じて分配	1位 Aさん 当 2位 Bさん 当 3位 Cさん 名簿の順位で当選
参議院 (非拘束式)	○○党 Aさん Bさん Cさん 順位付けなし	候補者 または ○○党 候補者名または 政党名を記入	○○党 候補者 候補者+政党の総得 票数に応じて分配	Aさん 100票 当 Bさん 30票 Cさん 70票 当 得票順に当選

住んでいるまちなどの代表者を選ぶ選挙 地方選挙

地方選挙には、「市長選挙」「市議会議員選挙」「県知事選挙」「県議会議員選挙」などがあり、選挙時期を統一した統一地方選挙で、4年に一度その年の4月に、全国一斉に行われます。ただし、任期満了を待たずに辞職した場合には、統一地方選挙ではなく独自に行われることがあります。

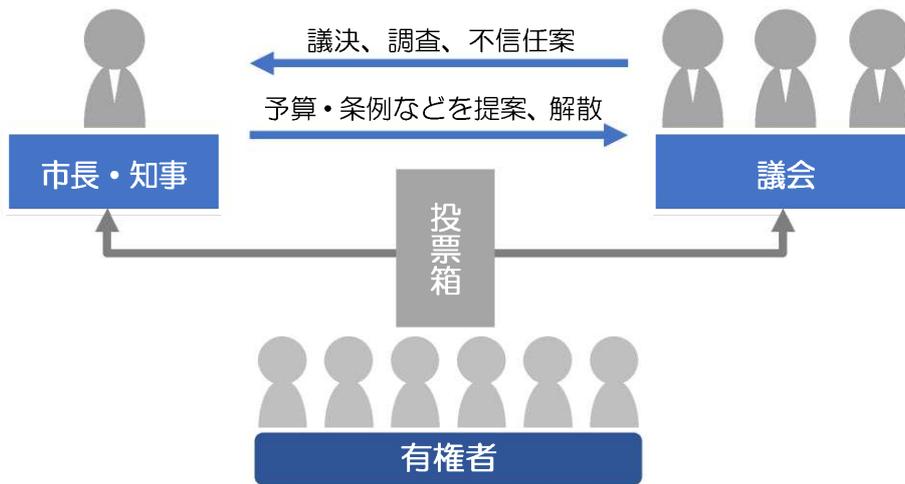
現在、都城市で行われている統一地方選挙は、県議会議員選挙のみで、他の市長選挙や知事選挙、市議会議員選挙は独自に行われています。

●知事・市長選挙

市長や県知事を直接選ぶ選挙。市長や県知事は、予算案や条例案をつくって議会に提出し、成立・制定された予算や条例の執行、地方税の徴収などを行います。

●地方議会議員選挙

市議会や県議会の議員を選ぶ選挙。地域の条例や予算を決め、町づくり、環境づくりを進める代表を選びます。定数はそれぞれの条例で決められていて、任期はいずれも4年です。



	都城市長選挙	都城市議会議員選挙	宮崎県知事選挙	宮崎県議会議員選挙
選挙権	20歳以上 引き続き3カ月以上 市内に住んでいること	20歳以上 引き続き3カ月以上 市内に住んでいること	20歳以上 引き続き3カ月以上 県内の同一市町村に 住んでいること	20歳以上 引き続き3カ月以上 県内の同一市町村に 住んでいること
被選挙権 (立候補できる権利)	25歳以上 住所要件なし	25歳以上 引き続き3カ月以上 市内に住んでいること	30歳以上 住所要件なし	25歳以上 引き続き3カ月以上 県内の同一市町村に 住んでいること
任期	4年			
定数	1人	34人	1人	39人 県内14選挙区 (都城市6人)
選び方	候補者1人を選び 投票。最も多く得 票した人が当選	候補者1人を選び 投票。得票数の多 い順に当選者を選 びます	候補者1人を選び 投票。最も多く得 票した人が当選	候補者1人を選び 投票。各選挙区の 得票数の多い順に 当選者を選びます



投票は、簡単にできとね？

投票所では、まず、選挙人名簿に登録されているかを確認します。後は、投票用紙をもらって用紙に記入し、投票箱に入れるだけ。何も難しい事はありません。

投票から開票までの流れ

STEP1



①投票所入口

選挙が近づくと届く投票所入場整理券（はがき）を持って、投票所へ行きます。投票時間は、原則朝7時から夜8時まで。

※夜8時前に閉まる投票所もあるので事前に確認しておきます

STEP2



②名簿で確認

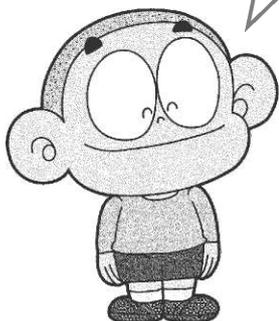
入場整理券を渡して、選挙人名簿に登録されているかどうかの確認を受けます。



●世帯ごとに作成しています

選挙クイズ

①



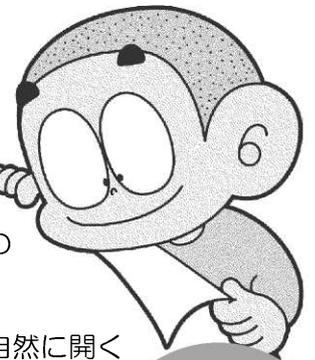
ここで問題。
投票所に朝一番乗りした人にしてもらうこと
とがあげな。
さて、何じゃろかい？

- ① 入場のときにテープカットをする
- ② 投票箱の中を見る
- ③ 投票用紙を数える

投票日に用事がある人は 期日前投票ができます！

投票日に、どうしても仕事を休めない、家族旅行の計画があるなど、投票所へ行けない場合は、投票日より前に投票できる「期日前投票」を利用しましょう。

- 期日前投票のできる理由
 - ・ 仕事や冠婚葬祭
 - ・ 旅行やレジャー
 - ・ 病気やけが
 - ・ 他の市町村へ引越しなど
- 期日前投票のできる期間
選挙の公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで（土・日曜日、祝日を含む）
- 期日前投票のできる場所
市内 10 カ所に設置される期日前投票所



選挙クイズ
②

またまた問題。
投票用紙は特殊な紙でできちよいかい、普通の紙とは違うげな。さて、それは何じゃろか？

- ①書いた字が消えない
- ②折りたたんでも、自然に開く
- ③火を付けても、燃えない



STEP3



③投票用紙を受け取る

確認を受けた入場整理券と引き換えに、投票用紙をもらいます。

STEP4



④記載台で記入

記載台に置かれた鉛筆で記入。正面には候補者の名前などが掲示してあるので、よく確かめて、正確に記入しましょう。

STEP5



⑤投票

投票用紙を半分に折って、投票箱へ。これで投票は終了です。



- 投票用紙計数機
- 素早く正確に計数
- 計数速度 1,500 票/分

開票事務の流れ

投票が終わると、投票箱は開票所に集められます。テーブルの上で投票箱が開けられ、候補者別に分類・集計し、当選人が決まります。

<開被・区分作業>

最近では、投票用紙に書いた文字を機械で読み取り、区分します。

<点検作業>

区分が終わった票が間違いないかを点検

<計数作業>

点検が終わった票を、機械で計数

<集計作業>

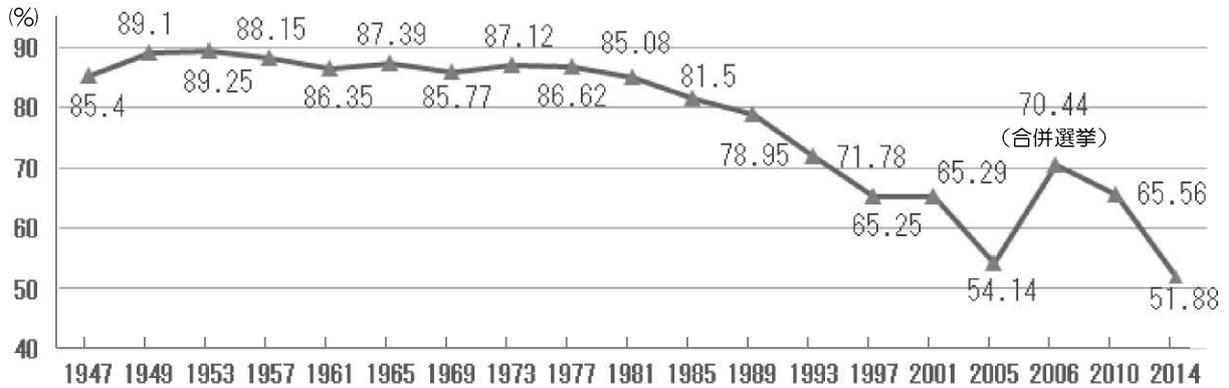
候補者ごとに集計



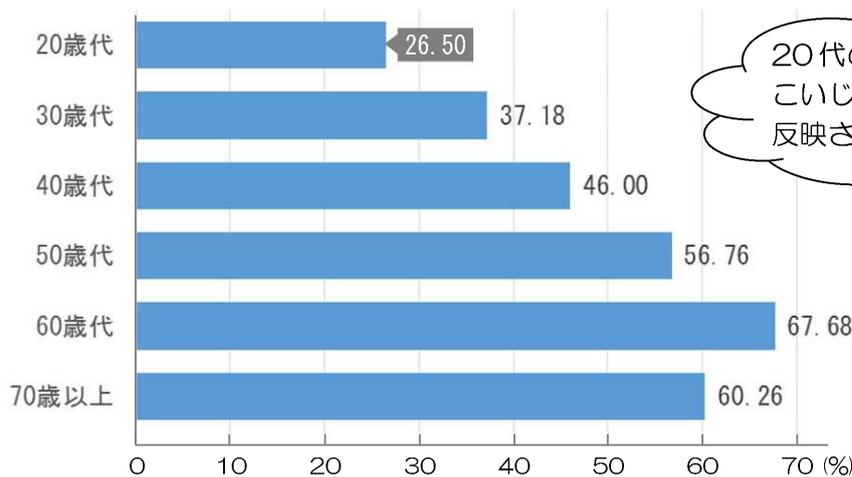
選挙権を持ったら、必ず投票に行っど！

選挙は皆さんの思いを政治に伝える大切なチャンス。ところが、投票率は年々下がってきています。投票しないと意見は反映されません。無関心な人が増えると、良い社会にはならないのです。

投票率の推移 都城市議会議員選挙（1947年～2014年）



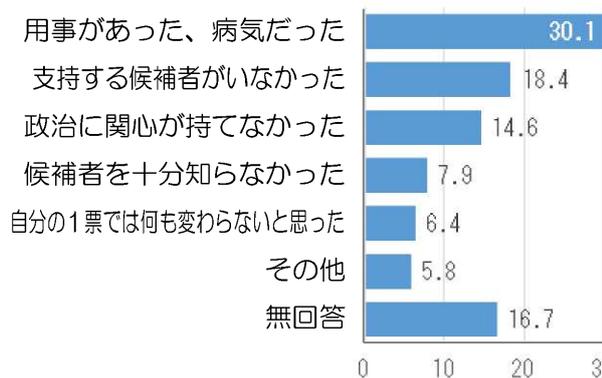
年齢層別投票率 都城市議会議員選挙（平成26年1月26日執行）



20代の投票率は、ひきねー！
こいじゃ、わけもんの意見な
反映されんど！



棄権の理由（平成25年度都城市民意識調査結果より）



- 20歳代の若者で一番多かった棄権の理由は「用事があった」ためでした。用事や病気などで投票に行けない場合は、期日前投票をしましょう。
- ポスターや選挙公報、新聞などを見たり、演説を聞いたりして、自分で情報を集めることが大事。家族など、身近な人と選挙について話し合ってみましょう。